

## 内灘町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の 認可等に関する意見聴取について

### 1 乳児等通園支援事業の概要

「全ての子どもを育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備する」ことを目的とし、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化する。月10時間までの利用可能枠の中で時間単位で、保育を利用できる制度。

対象	0歳6か月～満3歳未満の未就園児
利用可能時間	子ども1人あたり月10時間を上限
実施場所	保育所、認定こども園など 公立以外は市町の認可が必要
利用料	標準 300円/1時間あたり 施設で設定、給食代や事業所の取組に応じて必要な額を徴収することが可能
利用パターン	①定期利用：施設・曜日・時間を固定して定期的にご利用 ②柔軟利用：施設・曜日・時間を固定せず柔軟にご利用
実施方法	①一般型：定員を別に設け、在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う。 ②余裕活用型：保育所の空き定員の枠を活用して受入れを行う。
利用方法	①保護者が制度利用申請→②市町が認定し利用アカウントを発行→③保護者が初回面談予約→④初回面談実施後、利用日予約→⑤利用開始 ※申請から予約まですべて総合支援システム（国開発の市・施設・保護者が共通して利用出来るオンラインシステム）を使用

## 2 認可・確認手続きに係る意見聴取について

(1) 認可手続きについて: 人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。

**児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項**

市町村長は、第 2 項 (※) の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(※) 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

(2) 確認手続きについて: 利用定員の設定や運営規程の策定など事業運営に必要な基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格かどうか。

**子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項**

市町村長は、乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 3 内灘町における体制について

## ・令和 8 年度の実施予定

	認可申請の有無	実施時期	実施方法
向栗崎保育所	—	令和 8 年 4 月	②余裕活用型
北部保育所	—	—	—
千鳥台幼稚舎	有	令和 8 年 5 月	②余裕活用型
向陽台保育園	令和 8 年度中予定	未定	②余裕活用型
誠美幼稚園	無	—	—
鶴が丘こども園	有	令和 8 年 4 月	②余裕活用型
大根布保育園	有	令和 8 年 4 月	②余裕活用型
内灘はまなすこども園	有	令和 8 年 4 月	②余裕活用型
白帆台保育園	有	未定	②余裕活用型

## ・令和 8 年度利用定員

(人)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
向粟崎保育所	1	1	1	3
千鳥台幼稚舎	1	1	1	3
鶴が丘こども園	1	1	0	2
大根布保育園	3	3	3	9
内灘はまなすこども園	1	1	1	3
白帆台保育園	1	1	0	2
合計	8	8	6	22

## ・令和 8 年度実施概要 (利用料：1時間当たり300円)

	実施日※	実施時間	食事の 提供	給食代	おやつ代	その他
向粟崎保育所	月～金曜日	9時～16時	有	300円	50円	
千鳥台幼稚舎	月～金曜日	9時～13時	有	300円	100円	
鶴が丘こども園	月～金曜日 のうち 週 2～3 日	9時～12時	有	300円	0円 (提供なし)	
大根布保育園	月～金曜日	9時～16時	有	300円	50円	
内灘はまなすこども園	月～金曜日 のうち 週 2～3 日	9時30分 ～ 12時30分	有	300円	0円 (提供なし)	紙おむつ 処理代 月額:100円
白帆台保育園	月～金曜日	9時～16時	有	300円	50円	

※各施設とも年末年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日、行事日等を除く